

年金制度改革に向けた提言

令和 6 年 12 月 18 日
自由民主党政務調査会
社会保障制度調査会
年金委員会・医療委員会

世界有数の長寿国であるわが国において、高齢期の生活の基本を支えている公的年金制度が、社会経済の変化に対応した時代に合った制度にしていくこと、また、長期的に安定してその役割を果たし続けられるようにすることは、重要な課題である。

当委員会は、本年 7 月に厚生労働省から発表された令和 6 年財政検証結果も踏まえ、被用者保険の適用拡大の関係 15 団体からの意見も聴取しながら、公的年金制度の今後の方向性を中心に精力的に議論を進めてきた。今般、政府は以下の諸点を踏まえて公的年金制度等の改革を進めるよう提言する。

記

I. 働き方やライフスタイルに中立的な社会保障制度の構築

1. 被用者保険の適用拡大

被用者保険の適用拡大は、厚生年金の適用対象となった者にとって、定額の基礎年金に加えて、報酬比例給付による保障を受けられるようになり、年金給付が充実するため、老後の所得保障の強化に繋がる政策として重要である。

したがって、いわゆる「106 万円の壁」と言われる賃金要件の撤廃、企業規模要件（従業員 50 人超）の撤廃、常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所における非適用業種の解消を実現すべきである。

一方で、適用拡大は事業者の負担増加につながることから、当委員会では本年 11 月に関係 15 団体から意見を聴取した。関係団体からは、人材不足に対応する観点から概ね理解を示す声も多かった一方で十分な準備期間を設けるなど丁寧な対応を求める声もあった。これを踏まえ、適用拡大に当たっては、十分な準備期間を確保するとともに、事業主の負担を軽減するために必要な支援策について検討すべきである。

なお、更なる適用拡大に際しては国民健康保険制度の在り方などに留意しながら検討すべきである。

2. いわゆる「年収の壁」への対応

いわゆる「年収の壁」への制度的な対応については、従業員と事業主の合意に基づいて、任意かつ時限的に事業主が負担割合を増加させて、被保険者の保険料負担を軽減する特例を設ける提案がある。この特例は、就労調整を考える方の手

取り収入の減少を緩和することで、壁を乗り越えて希望に応じて働く環境を整えることに繋がるメリットがある一方で、労働者の負担の軽減分を事業主が負担することになるため、経営体力が弱い中小企業には使いづらく、人材確保の面で不利になるという指摘がある。したがって、この特例を導入する場合には、事業主の負担を簡素で公平な仕組みによって軽減することを検討すべきである。

3. 在職老齢年金制度

在職老齢年金制度については、高齢者の就業が拡大しており、働き方に中立的な仕組みとする観点から見直すべきである。一方で、見直しにともなって年金財政からの支出が増加し、将来世代の給付水準に影響が及ぶ可能性があることから、将来的な制度の廃止を視野に入れつつ、まずは支給停止の基準額を引き上げるべきである。

4. 子のない20代から50代までの遺族厚生年金制度の見直し

遺族厚生年金については、男女差を解消する観点から、子のない20代から50代までの遺族厚生年金について5年の有期給付とする方向性は適当だが、有期給付化によって影響がある方に十分に配慮するよう求めてきた。これを受けて、現在の案では、有期給付化に伴う配慮措置として、5年経過後も就労が困難で引き続き配慮が必要な方には給付を継続する方向性が新たに示されたところであり、当委員会としてもこの方針で検討すべきである。

引き続き、複雑で分かりづらいつと言われる遺族厚生年金の見直しの趣旨について国民に丁寧に説明していくとともに、現在の受給者や高齢者、子のある場合における遺族厚生年金制度に変更が無いことについても周知していくべきである。

5. 標準報酬月額の上限の見直し

標準報酬月額の上限は、負担能力に応じた負担を求める観点から引き上げるべきである。その際、被保険者にとって保険料負担が増加することのみに注目されることがないように、将来の給付が増加することについてもしっかりと周知していくべきである。

II. 基礎年金の給付水準の向上

6. 基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了

基礎年金については、給付水準を将来にわたって極力維持することが重要である。

今夏の財政検証において、成長型経済移行・継続ケースによれば、現行制度に加え、1の適用拡大を行う場合は将来の所得代替率が59.3%を確保できることが確認されている。政府・与党は「成長型経済」への移行を目指し取り組みを進めているところであり、その移行、継続の実現こそ重要である。

その上で、厚生労働省が提案している基礎年金のマクロ経済スライドの調整期

間の早期終了は、今後の経済が好調に推移しないリスクシナリオが実現する場合に発動されうる備えとして位置付けられるべきである。この場合の実施に伴う国庫負担の増加については、安定財源を確保すべきである。また、こうした厚生労働省案の位置付けの見直しについて、関係各方面から理解が得られるよう丁寧に説明をつくすべきである。

なお、更なる基礎年金の給付水準の向上を図る観点からは、令和2年年金改正法の審議における附帯決議で求められた基礎年金加入期間の45年への延長も、今後の政策の選択肢として引き続き検討を続けるべきである。

Ⅲ その他事項について

- 公的年金制度や私的年金制度に対する国民の信頼感の向上を図るため、将来受給できる年金額の見える化をさらに進めるなど国民の目線に立った分かりやすい年金制度の広報を実施していくべきである。
- 子に係る加算について、多子世帯の年金受給者の保障を強化する観点から、第3子以降の子の加算額を、第1子及び第2子に対する額と同額まで引き上げる等支援を拡充していくべきである。
- 私的年金制度については、公的年金制度と相まって老後の所得保障の充実を図るものであることから、多様な働き方やライフコースに対応した制度設計を行いながら、より多くの方に利用していただける環境を整備する必要がある。また、成長と分配の好循環を実現する「資産運用立国」においても私的年金に期待される役割は大きい。このため、iDeCoの加入可能年齢の上限の引き上げや、拠出限度額の引き上げ、企業年金の運用の見える化、中小企業の私的年金活用のための環境整備などの取り組みを行うべきである。

Ⅳ. 今後の課題について

今後の少子高齢化社会に対応し、持続可能な社会保障制度とするためにも日本社会にとって、経済成長は必要不可欠である。年金制度は経済財政の状況と密接な関係があることから、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させていく中で、今後も持続的な賃上げ等により経済成長に繋がる取り組みを続けていくとともに、年金制度においても、その時々々の社会経済の状況等を踏まえ不断の改革を行っていくことが必要である。

(以上)